

老齢年金の受取方法確認書（老齢年金の繰下げ意思についての確認）

《ご確認にあたって》

老齢基礎年金および老齢厚生年金の受取開始時期は、65歳から75歳まで自由に選択できます。このため、年金請求書のご提出にあたってお客様が希望する年金の受取方法を確認させていただいております。裏面の「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」をご確認の上、お客様が希望する年金の受取方法を選択いただき、下欄に記名をお願いします。
 (黄色)の部分にご記入ください。

【年金の受取方法について】

希望する年金の受取方法を、老齢基礎年金および老齢厚生年金についてそれぞれチェックしてください。手続き時の年齢によって記入内容が異なりますので、該当する年齢の欄についてのみご記入ください。ご記入にあたっては、右のページの【希望する受取方法の注意点】をお読みください。

【現在66歳未満の方（受給権発生日から1年を経過していない方）】

年金の種類別	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法※	<input type="checkbox"/>	① 老齢厚生年金を65歳（受給権発生日）から受け取ります。
	<input type="checkbox"/>	② 老齢厚生年金を今回請求しません。 (後日あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)
老齢基礎年金の受取方法	<input type="checkbox"/>	③ 老齢基礎年金を65歳（受給権発生日）から受け取ります。
	<input type="checkbox"/>	④ 老齢基礎年金を今回請求しません。 (後日あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)

※ 老齢厚生年金を受け取る権利がない場合、老齢厚生年金の受取方法欄は記入する必要はありません。

【現在66歳以上の方（受給権発生日から1年を経過している方）】

年金の種類別	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法※	<input type="checkbox"/>	⑤ 老齢厚生年金を65歳（受給権発生日）までさかのぼって受け取ります。 受給権発生日から5年経過後に請求する場合は5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
	<input type="checkbox"/>	⑥ 老齢厚生年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)
	<input type="checkbox"/>	⑦ 老齢厚生年金を現時点で繰り下げて受け取ります。 年金請求書に「繰下げ申出書」の添付が必要です。
老齢基礎年金の受取方法	<input type="checkbox"/>	⑧ 老齢基礎年金を65歳（受給権発生日）までさかのぼって受け取ります。 受給権発生日から5年経過後に請求する場合は5年前の日の翌月分からの受け取りとなります。
	<input type="checkbox"/>	⑨ 老齢基礎年金は今回請求しません。 (後日、あらためて老齢厚生年金の繰下げ請求を行う予定です。)
	<input type="checkbox"/>	⑩ 老齢基礎年金を現時点で繰り下げて受け取ります。 年金請求書に「繰下げ申出書」の添付が必要です。

※ 老齢厚生年金を受け取る権利がない場合、老齢厚生年金の受取方法欄は記入する必要はありません。

私は「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」（裏面）の内容について確認しました。65歳からの老齢年金の受取方法についてはこの確認書のとおり希望しています。

国家公務員共済組合連合会年金部 殿

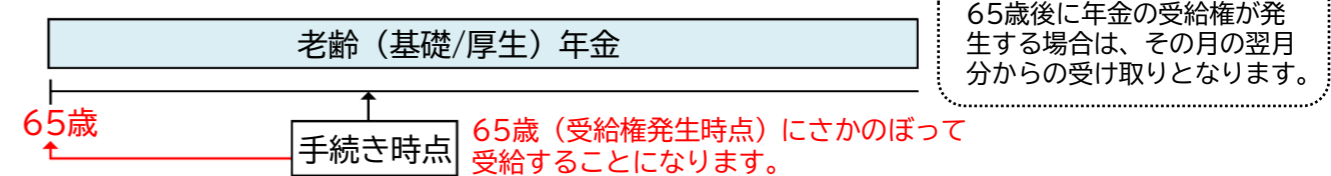
令和 年 月 日

請求者氏名

【希望する受取方法の注意点】

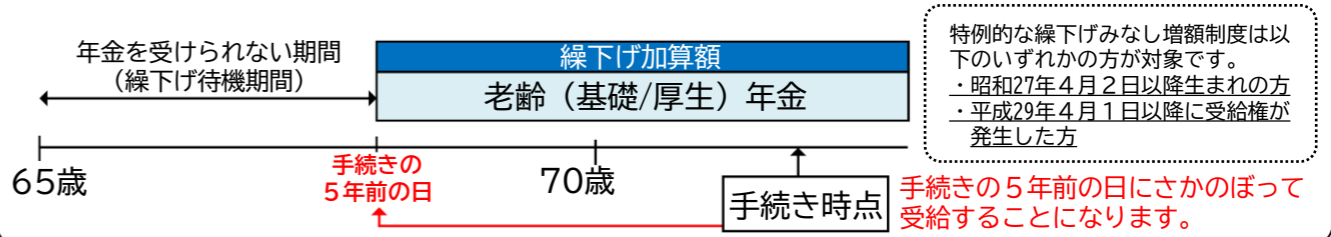
65歳（受給権発生日）から受け取る場合、またはさかのぼって受け取る場合（①③⑤⑧）

・70歳まで（受給権発生から5年経過するまで）に手続きする場合は、65歳到達月（受給権発生日）の翌月分からの受け取りとなります。



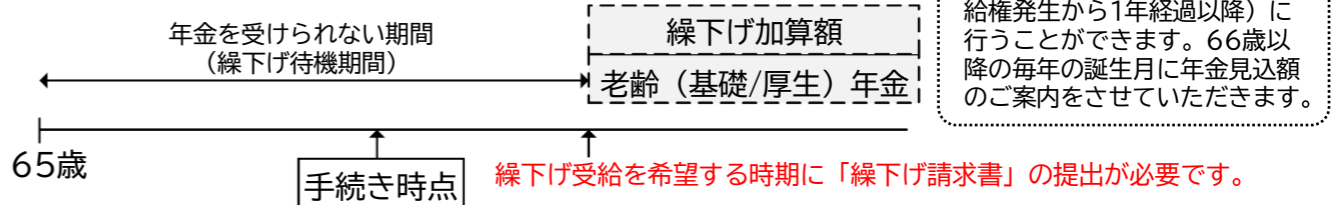
【特例的な繰下げみなし増額制度】

・70歳後（受給権発生から5年経過後）に手続きする場合は、手続きの5年前の日で繰下げ請求をしたものとみなされ、手続きの5年前の日の翌月分から増額された年金を受け取ることとなります。



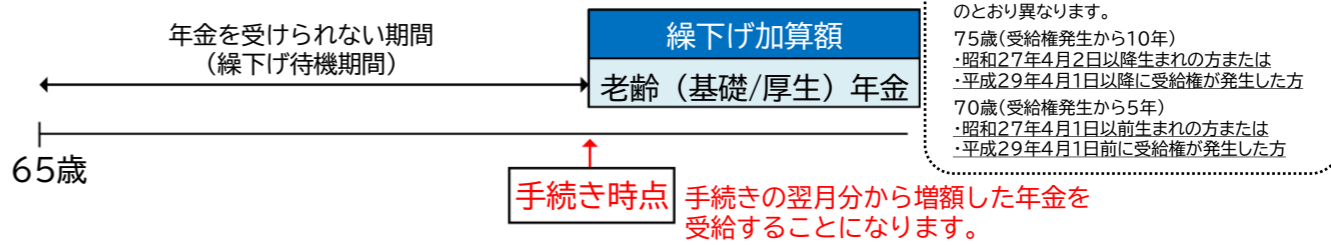
今回請求せず、後日繰下げ請求を希望する場合（②④⑥⑨）

・繰下げ受給を希望する時期にあらためて手続きが必要になります。



現時点で繰り下げて受け取る場合（⑦⑩）

・繰下げ請求を行った日の翌月分からの受け取りとなります。



裏面の「老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点」もあわせてご確認ください。

老齢厚生年金と老齢基礎年金の受取開始時期について

- ・老齢厚生年金と老齢基礎年金は、別々の受取方法を選択することができます。
(例：老齢厚生年金を65歳から受給し、老齢基礎年金を75歳から繰下げ受給する。)
- ・老齢厚生年金と老齢基礎年金は、別々の時期に繰下げ受給をすることができます。
(例：老齢厚生年金を73歳から繰下げ受給し、老齢基礎年金を69歳から繰下げ受給する。)

老齢年金支給繰下げ請求にかかる注意点

増額率 = 0.7% × 65歳になった月から繰下げ申出月の前月までの月数

＜繰下げ受給の増額率＞

(数字は%)

年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
66歳	8.4	9.1	9.8	10.5	11.2	11.9	12.6	13.3	14.0	14.7	15.4	16.1
67歳	16.8	17.5	18.2	18.9	19.6	20.3	21.0	21.7	22.4	23.1	23.8	24.5
68歳	25.2	25.9	26.6	27.3	28.0	28.7	29.4	30.1	30.8	31.5	32.2	32.9
69歳	33.6	34.3	35.0	35.7	36.4	37.1	37.8	38.5	39.2	39.9	40.6	41.3
70歳	42.0	42.7	43.4	44.1	44.8	45.5	46.2	46.9	47.6	48.3	49.0	49.7
71歳	50.4	51.1	51.8	52.5	53.2	53.9	54.6	55.3	56.0	56.7	57.4	58.1
72歳	58.8	59.5	60.2	60.9	61.6	62.3	63.0	63.7	64.4	65.1	65.8	66.5
73歳	67.2	67.9	68.6	69.3	70.0	70.7	71.4	72.1	72.8	73.5	74.2	74.9
74歳	75.6	76.3	77.0	77.7	78.4	79.1	79.8	80.5	81.2	81.9	82.6	83.3
75歳	84.0 (以降同じです)											

【繰下げ可能年齢の上限】

- ・生年月日が昭和27年4月2日以降の方または平成29年4月1日以降に受給権が発生した方
⇒ 75歳まで(受給権発生日から起算して10年を経過した日まで)
- ・生年月日が昭和27年4月1日以前の方または平成29年4月1日以前に受給権が発生した方
⇒ 70歳まで(受給権発生日から起算して5年を経過した日まで)
- ※ 生年月日が昭和16年4月1日以前生まれの方の老齢基礎年金は、年単位で繰下げ加算額が増額します。受給権発生日から1年ごとに、12%、26%、43%、64%、88%の増額率となり、5年で最大となります。

障害年金や遺族年金を受け取る権利を有した場合、権利発生以降は繰り下げることができません。

- ・66歳以前に障害年金※や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、繰下げ請求はできません。
- ・66歳に到達した日以後に障害年金※や遺族年金を受け取る権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、その時点以降は、引き続き繰下げて年金を増額させることはできません。
- ・上記2つのどちらかに該当する方は、速やかに年金請求の手続きを行ってください。
※ ただし、障害基礎年金のみ受け取る権利がある方は、老齢厚生年金に限り繰下げ請求ができます。

老齢基礎年金と老齢厚生年金は、それぞれ繰下げ時期を選択することができます。

- ・繰下げ受給は、75歳までの希望する時期に年金請求の手続きが必要です。また、繰下げ請求された月の翌月分からお支払いします。
- ・年金を今回請求せず、後日繰下げ請求を行うことを選択された場合は、年金の受取り開始を希望する時期になりましたら、あらためて手続きが必要になります。お近くの年金事務所へご相談ください。
- ※ 繰下げ可能年齢の上限(75歳)に到達した際は、すみやかに受取り開始の手続きを行ってください。75歳に到達した月を過ぎて請求を行っても、さらに年金額が増額されることはありません。
また、請求した時点から5年以上前の年金は、時効により受け取れなくなります。
- ※ 繰下げ請求を選択される方に対しては、66歳以降の毎年の誕生月に年金見込額のご案内をさせていただきます。

日本年金機構等から支給される老齢厚生年金を受け取る権利がある場合、すべての老齢厚生年金を同時に繰り下げする必要があります。

- ・日本年金機構等の加入期間がある場合、日本年金機構等から別途、老齢厚生年金を受給することができます。
- ・日本年金機構等から支給される老齢厚生年金(退職共済年金)を65歳から受給している場合は、国家公務員共済組合連合会から支給される老齢厚生年金の繰下げ請求はできません。
- ・繰下げ請求を行う場合は、日本年金機構等と国家公務員共済組合連合会のどちらか先に繰下げ申出を行った時点で両方の老齢厚生年金を繰り下げすることとなります。

厚生年金基金または企業年金連合会(基金等)から年金を受け取れる場合、基金等の年金もあわせて繰下げとなります。

- ・詳細は年金の支払い元である基金等にご確認をお願いします。
《企業年金連合会の連絡先 TEL. 0570-02-2666 ※ IP電話からは03-5777-2666》

65歳到達後に権利が発生した場合は、権利発生1年後から、繰下げ請求できます。

- ・65歳に到達した日以後に年金の受け取りに必要な加入期間を満たして年金を受ける権利が発生した方は、権利が発生した日の1年経過後から、繰下げ請求が行えます。
- ・この場合、繰下げ可能期間の上限は、権利発生日が平成29年3月31日以前の場合は権利発生日から5年間、権利発生日が平成29年4月1日以降の場合は権利発生日から10年間となります。

繰下げ請求により増額された年金を受給することのほか、繰下げ請求をせず、さかのぼって請求することもできます。

- ・繰下げ請求により増額された年金を受給することのほか、以下の①・②のとおり、さかのぼって請求(過去時点の年金額で過去分の年金を一括して受給)することもできます。
※ 過去分の年金を一括して受給することにより、過去にさかのぼって医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金、受給した年金生活者支援給付金や傷病手当金に影響がある場合があります。
- ① 生年月日が昭和27年4月1日以前の方
65歳時点の年金額で過去分の年金を一括して受給することができます。
ただし、請求した時点から5年以上前の年金は、時効により受け取れなくなります。
- ② 生年月日が昭和27年4月2日以降の方
70歳到達までは65歳時点の年金額で、70歳到達後は請求の5年前時点の増額された年金額で、過去分の年金を一括して受給することができます。(繰下げみなし増額制度)
※ 障害年金や遺族年金を受給している場合など、増額されない場合があります。

繰下げ請求は、遺族が代わって行うことはできません。

- ・繰下げ待機中に亡くなられた場合で、遺族の方からの未支給年金の請求が可能な場合は、65歳時点の年金額で決定したうえで、過去の分の年金額が一括して未支給年金として支払われます。
ただし、請求した時点から5年以上前の年金は時効により受け取れなくなります。

繰下げ期間中の在職支給停止額(在職老齢年金の仕組みによって支給停止される額)は増額の対象となりません。

- ・65歳以降で厚生年金保険の被保険者である場合、または70歳以上で在職の期間がある場合は、在職支給停止額※を差し引いた額が、繰下げによる増額の対象となります。
※ 老齢厚生年金の額と給与・賞与の額に応じて、年金の一部又は全部が支給停止となる場合があります。(在職老齢年金)

加給年金や振替加算は、繰り下げると支給されず、繰り下げても増額されません。

- ・老齢厚生年金を繰り下げると、受け取り開始までの期間は加給年金は支給されません。また、老齢厚生年金を繰り下げしても、加給年金額は増額されません。
- ・老齢基礎年金を繰り下げると、受け取り開始までの期間は振替加算は支給されません。また、老齢基礎年金を繰り下げても、振替加算額は増額されません。

繰下げによって、年金生活者支援給付金、保険料、税金等に影響がある場合があります。

- ・老齢基礎年金を繰り下げると、受取り開始までの期間は、年金生活者支援給付金は支給されません。このほか、繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合や、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなる場合があります。